

京都市敬老乗車証条例施行規則を公布する。

平成17年8月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第55号

京都市敬老乗車証条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市敬老乗車証条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。

(敬老乗車証の交付対象者の範囲)

第2条 条例第2条第1号に規定する別に定めるものは、次に掲げる者が運賃の全部又は一部を支払うことなく公共交通機関の一部を利用することができるようにするため、当該者に対し、市長が交付する証票で別に定めるものとする。

- (1) 身体障害者(身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。)で身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる1級から4級までに該当する障害があるもの
- (2) 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。)
- (3) 知的障害者で別に定めるもの
- (4) 原子爆弾被爆者(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条に規定する被爆者をいう。)で同法第10条第1項の規定により医療の給付を受けているもの又はこれに準じる者で別に定めるもの
- (5) 戦傷病者(戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者をい

う。)で恩給法別表第1号表ノ2に掲げる障害があるもの

2 条例第2条第2号に規定する別に定める地域は、次に掲げる公共交通機関の路線ごとに、別に定める地域とする。

- (1) 京都バス株式会社
- (2) 近鉄バス株式会社
- (3) 京阪宇治バス株式会社
- (4) 京阪京都交通株式会社
- (5) 京阪シティバス株式会社
- (6) 京阪バス株式会社
- (7) 西日本ジェイアールバス株式会社
- (8) 阪急バス株式会社

(敬老乗車証の交付申請)

第3条 条例第3条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書により行うものとする。

- (1) 交付申請者の氏名及び住所
- (2) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類のいずれかを添付しなければならない。

(1) 市長が交付申請者に関する次に掲げる事項を調査することについての同意書

ア 市町村民税の課税非課税の別

イ 合計所得金額

ウ 介護保険法に基づく保険料の賦課額

(2) 交付申請者の前号アからウまでに掲げる事項を証する書類

(負担金の納入を要しない者等)

第4条 条例第4条ただし書に規定する別に定める者は、通知日において介護保険法施行令（以下「令」という。）第38条第1項第1号イ又はハに該当する者とする。

2 条例別表第1 1の項に規定する別に定める者は、通知日において令第38条第1項第2号ロ又は第3号ロに該当する者とする。

3 条例別表第1 2の項に規定する別に定める者は、通知日において令第38条第1項第4号ロに該当する者とする。

(負担金の減免)

第5条 条例第6条の規定により負担金の減額又は免除を受けようとする者は、減額又は免除を受けようとする理由を記載した申請書に当該理由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(条例別表第3の別に定める者等)

第6条 条例別表第3に規定する道路運送法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者であって別に定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 京都バス株式会社

(2) 京阪バス株式会社

2 条例別表第3に規定する道路運送法第80条第1項ただし書の規定による許可を受けた者であって別に定めるものは、財団法人きょうと京北ふるさと公社とする。

3 条例別表第3に規定する別に定める区間は、同表区分の欄に掲げる公共交通機関の路線ごとに、別に定める区間とする。

4 条例第8条第2項に規定する別に定める区間は、第2条第2項各号に掲

げる公共交通機関の路線ごとに、別に定める区間とする。

(敬老乗車証の再交付)

第7条 敬老乗車証の交付を受けた者は、敬老乗車証が破れ、若しくは汚れ、これに磁気により記録されている情報が失われ、又は災害その他やむを得ない事情によりこれを紛失したときは、次に掲げる事項を記載した申請書により、市長に敬老乗車証の再交付を申請することができる。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 申請の理由

(3) 敬老乗車証を紛失した場合にあっては、その事情

2 敬老乗車証の交付を受けた者は、敬老乗車証が破れ、若しくは汚れ、又はこれに磁気により記録されている情報が失われた場合において、前項の規定による申請をしようとするときは、同項の申請書に当該敬老乗車証を添えなければならない。

3 敬老乗車証の交付を受けた者は、敬老乗車証を紛失したため再交付を受けた場合において、紛失した敬老乗車証を発見したときは、当該発見した敬老乗車証を速やかに市長に返還しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、平成17年9月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)